資料－１

令和５年度
守谷市一般廃棄物処理実施計画（案）

令和５年２月

守　谷　市

≪ 目 次 ≫

第１章　ごみ及び資源物

１．計画処理区域及び排出量 ･･･ 1
（１） 計画処理区域 ･･ 1
（２） 人口・世帯数及びごみ排出量の推移 ･･･････････････････････････ 1
（３） 排出量 ･･･ 2
２．排出抑制のための方策 ･･･ 3
３．処理計画 ･･ 5
（１）収集運搬計画 ･･ 5
① 処理主体 ･･ 5
② 収集運搬する一般廃棄物の量 ･････････････････････････････････････ 5
③ 収集回数 ･･ 6
④ 分別・収集方法 ･･ 7
⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量 ････････････････････････････････････ 8
⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者 ･･････････････････････････････････ 9
⑦ その他 ･･･ １１
（２）中間処理計画 ･･ １４
① 処理施設 ･･ １４
② 生ごみ堆肥化施設･･･ １５
（３）最終処分計画 ･･ １６
① 処分の方法 ･･ １６
② 溶融スラグ・飛灰処理物及び溶融不適物の埋立処分委託先 ･･････････ １６
③ 有害ごみ（乾電池・蛍光管等）の処分（リサイクル含む）委託先 ･････ １６
（４）占有者又は事業者の協力義務 ･･････････････････････････････････ １６
① 計画遵守義務 ･･ １６
② 排出禁止物 ･･ １６
③ 市民の責務 ･･ １７
④ 事業者の責務 ･･ １７
（５）一般廃棄物の処理手数料 ･･････････････････････････････････････ １７

第２章　し尿及び浄化槽汚泥

１．計画処理区域及び排出量 ・・ １８
（１）計画処理区域 ・・ １８
（２）排出量 ・・ １８
２．処理計画 ・・・ １８
（１）収集運搬計画 ・・ １８
① 処理主体 ・・ １８
② 収集運搬する一般廃棄物の量 ・・ １８
③ 収集回数 ・・ １８
④ 廃棄物の搬入先及び収集方法 ・・ １９
⑤ 収集運搬業者 ・・ １９
（２）中間処理計画 ・・ １９
① 処理施設 ・・ １９

参考資料

① １人１日当たりのごみの排出量 ・・ ２０
② 資源物集団回収量 ・・ ２０

第１章　ごみ及び資源物

１．計画処理区域及び排出量

（１）計画処理区域

区分	計画収集区域
可燃ごみ	市　内　全　域
不燃ごみ	市　内　全　域
粗大ごみ	市　内　全　域
有害ごみ（乾電池・蛍光管等）	市　内　全　域
缶・ビン類（資源物）	市　内　全　域
古紙類・古着（資源物）	市　内　全　域
プラスチック製容器包装（資源物）	市　内　全　域
ペットボトル（資源物）	市　内　全　域
生ごみ堆肥化	市　内　全　域

（２）人口・世帯数及びごみ排出量の推移

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（計画）
人口	69,284 人	69,893 人	70,297 人	71,006 人
世帯数	28,554 世帯	29,129 世帯	29,638 世帯	29,940 世帯
ごみ排出量	19,810ｔ	19,457ｔ	19,426ｔ（見込）	20,142ｔ

※人口及び世帯数については、毎年度 10 月１日現在の住民基本台帳の人口です。令和５年度の人口及び世帯数については、令和４年度の人口、世帯数に令和２年度から令和４年度までの平均増加率（人口：1.01%、世帯：1.02%）を乗じ算出しています。

※令和４年度の「ごみ排出量」は令和４年１月から令和４年 12 月までの実績値になっています。

※令和５年度のごみ排出量は「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和４年度～令和 13 年度）予測値を参考に算出しています。

（3）排出量

ア）一般家庭　　（単位：ｔ）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
可燃ごみ	9,963	9,848	9,795	9,931
不燃ごみ	2,440	2,272	2,188	2,418
粗大ごみ	244	244	218	300
有害ごみ	17	17	16	16
缶・ビン類（資源物）	603	585	592	708
古紙類・古着（資源物）	1,125	1,103	1,046	1,094
プラスチック製容器包装（資源物）	395	405	419	501
ペットボトル（資源物）	137	150	152	182
生ごみ堆肥化	537	541	534	639
計	15,460	15,165	14,960	15,789

イ）事業所　　（単位：ｔ）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
可燃ごみ	3,716	3,729	3,708	3,628
不燃ごみ	97	97	112	88
缶・ビン類（資源物）	0	0	0	0
プラスチック製容器包装(資源物)	0	0	0	0
ペットボトル（資源物）	0	0	0	0
生ごみ堆肥化	0	0	160	160
計	3,813	3,826	3,980	3,876

ウ）その他（直接搬入）　　（単位：ｔ）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
可燃ごみ	93	85	89	87
不燃ごみ	7	7	7	7
粗大ごみ	421	359	364	362
有害ごみ	0	0	0	0
缶・ビン類（資源物）	0	0	0	0
古紙類・古着（資源物）	15	15	26	21
プラスチック製容器包装（資源物）	1	0	0	0
ペットボトル（資源物）	0	0	0	0
計	537	466	486	477

２．排出抑制のための方策

※括弧内は守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との関連

（１）ごみの５種１６分別の徹底（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

市内全世帯へのごみ収集日程表・分別の手引き等の配布により、５種１６分別の徹底を図り、「プラスチック製容器包装」をはじめ、資源物へのごみの混入を減らすとともに、可燃ごみの中の「雑がみ」の資源化及び「生ごみ」の水切り・資源化を引き続き周知し、促進する。

（２）資源物集団回収の促進（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

報奨金の交付等により、各地域の資源物集団回収を支援・サポートし、市民のごみ減量化及び資源物有効利用の意識付けを図る。

（３）生ごみ減量化の推進（基本方針３：意識の向上と実践）

①生ごみの水切りを積極的に推進する。

②常総環境センターの食品リサイクル堆肥化事業を積極的に推進する。

（令和５年２月１日現在：参加数累計5,485世帯）

（４）子供たちに対するごみ減量化の啓発（基本方針１：ごみの減量化の推進）

①5Rやリサイクル推進等をテーマとしたポスター制作等を通じて、ごみ減量への関心と理解を深める。

②常総環境センター施設見学の奨励　（年１回開催　各小学校４年生対象）

（５）廃棄物減量等推進員制度の活用（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

①分別方法の周知徹底に向けて、地域の中心として啓発・立哨活動を行ってもらう。

②各リサイクル法やごみ減量化の制度及び施策について、推進員を通じて市民に周知する。

③ごみ処理に関する理解を深めていくために、常総環境センターで開催されるふれあいデー等を利用し、施設見学等を実施していく。（年１回開催）

（６）ごみ減量のためのＰＲ活動（基本方針１：ごみの減量化の推進）

①ごみ減量に関する記事を広報紙やホームページへ定期的に掲載することで、市民のごみ減量に関する知識や理解を深める。

②ホームページを活用し、エコ・ショップの紹介やごみを減らす工夫・アイデア等の情報の提供を行い、市民自らの行動・実践を促していく。

③市民、小中学校の児童生徒及び各種団体等に、市の環境問題について理解と関心を深めてもらうため、市職員が講師として伺い「環境出前講座」を実施する。

④生ごみ減量キャンペーンを実施し、減量への取組に対する協力を求めていく。

（７）買物袋（マイバック）持参運動の推進（基本方針３：意識の向上と実践）

マイバックの持参を呼び掛け、レジ袋や過剰包装の削減を推進する。

（８）リサイクル伝言板の活用（基本方針１：ごみの減量化の推進）

リサイクル伝言板の活用を推進し、まだ使える物を有効活用してごみを削減する。

（9）住民自ら行うごみ減量活動への支援（基本方針１：ごみの減量化の推進）

地域や市民団体等が主催するフリーマーケットやリサイクル市などのごみ減量活動を積極的に活用するよう支援する。

（10）雑がみ収集の推進（基本方針１：ごみの減量化の推進）

可燃ごみ減量施策の一環として、資源物である雑がみの収集推進を図っていく。

「雑がみ分別早見表」を活用し、正しい分別に向けた取組の推進を図る。

（11）小型家電製品の回収品目の拡充（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

小型家電製品については、回収品目の拡充を図るとともに、広報紙やホームページに掲載し、回収量を増やすべく周知に努める。（令和３年度売払量 1,200 kg）

（12）インクカートリッジ里帰りプロジェクト（リサイクル事業）への参加（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

インクカートリッジを扱う企業５社が実施する使用済インクカートリッジのリサイクルを目的とした「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内８箇所で使用済カートリッジの拠点回収を行い、リサイクルの推進を図る。

（13）市職員に対するごみ減量の意識啓発（基本方針３：意識の向上と実践）

「ごみ減量の手引き」を掲示板に掲載して分別に関する周知を行い、市職員が率先してごみ減量に取り組むよう意識の高揚を図る。

（14）プラスチック製容器包装の正しい分別方法の啓発（基本方針２：さまざまな資源化への取組）

不燃ごみの混入が目立つ「プラスチック製容器包装」の正しい分別方法について、広報紙やホームページ等を活用し、啓発に努める。

（15）市内事業者に対するごみ減量の啓発（基本方針３：意識の向上と実践）

市内の事業者に対し、市内一斉ノーマイカーデーの通知やアンケート調査等を行う際に、ごみ減量化に関するチラシを同封し、資源物である古紙のリサイクル推進等、事業系一般廃棄物の削減を図る。

また、廃棄物を適正に処理するため、事業者向けの手引きを配布する。

３．処理計画

（１）収集運搬計画

① 処理主体

ア）市が収集運搬するもの

・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光管）、缶類（資源物）、ビン類（資源物）、古紙類・古着（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）

イ）許可業者が収集運搬するもの

・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、缶類（資源物）、ビン類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）

ウ）排出者（事業者を含む）が直接処理施設へ搬入できるもの

・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光管）、缶類（資源物）、ビン類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）
・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、缶類（資源物）、ビン類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）

② 収集運搬する一般廃棄物の量

○ 一般家庭　（単位：ｔ）

区分	年間の収集運搬量
可燃ごみ	9,931
不燃ごみ	2,418
粗大ごみ	300
有害ごみ（乾電池、蛍光管等）	16
缶・ビン類（資源物）	708
古紙類・古着（資源物）	1,094
プラスチック製容器包装（資源物）	501
ペットボトル（資源物）	182
生ごみ堆肥化	639
計	15,789

○ 事業所　（単位：ｔ）

区分	年間の収集運搬量
可燃ごみ	3,628
不燃ごみ	88
缶・ビン類（資源物）	0
プラスチック製容器包装（資源物）	0
ペットボトル（資源物）	0
生ごみ堆肥化（食品残渣）	160
計	3,876

○ その他（直接搬入）　（単位：ｔ）

区分	年間の運搬量
可燃ごみ	87
不燃ごみ	7
粗大ごみ	362
有害ごみ（乾電池、蛍光管等）	0
缶・ビン類（資源物）	0
古紙類・古着（資源物）	21
プラスチック製容器包装（資源物）	0
ペットボトル（資源物）	0
計	477

③ 収集回数

ア）一般家庭

区分	収集回数
可燃ごみ	２回／週
不燃ごみ	１回／週
粗大ごみ	２回／月
有害ごみ（乾電池、蛍光管等）	随時
缶・ビン類（資源物）	２回／月
古紙類・古着（資源物）	２回／月
プラスチック製容器包装（資源物）	１回／週
ペットボトル（資源物）	２・３回／月
生ごみ堆肥化	２回／週

イ）事業所

区分	収集回数
可燃ごみ	許可業者との取り決めによる
不燃ごみ	許可業者との取り決めによる
缶・ビン類（資源物）	許可業者との取り決めによる
プラスチック製容器包装（資源物）	許可業者との取り決めによる
ペットボトル（資源物）	許可業者との取り決めによる

④ 分別・収集方法

ア）ごみの分別区分

５種		１６分別	
1	可燃ごみ	1	燃やせるごみ
2	不燃ごみ	2	燃やせないごみ
3	粗大ごみ	3	粗大ごみ
4	資源物	4	缶
		5	無色ビン
		6	茶色ビン
		7	その他のビン
		8	新聞紙
		9	雑誌・雑がみ
		１０	段ボール
		１１	紙パック
		１２	古布
		１３	プラスチック製容器包装
		１４	ペットボトル
5	有害ごみ	１５	乾電池・体温計
		１６	蛍光管

イ）収集方法

○ 一般家庭の収集方法

区分	収集方法
可燃ごみ	統一指定袋によるステーション方式
不燃ごみ	統一指定袋によるステーション方式
粗大ごみ	予約申込による戸別収集（有料）
有害ごみ（乾電池、蛍光管等）	公共施設等に設置している回収容器から収集
缶類（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
ビン類（資源物）	３色分別コンテナによるステーション方式

古紙類・古着（資源物）	ステーション方式
プラスチック製容器包装（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
ペットボトル（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
生ごみ堆肥化	戸別回収（登録制）

○ 事業所の収集方法

区分	収集方法
可燃ごみ	市の許可を受けて、常総環境センターへ （直接搬入又は市許可業者に依頼）
不燃ごみ	
缶・ビン類（資源物）	
プラスチック製容器包装（資源物）	
ペットボトル（資源物）	
生ごみ堆肥化（食品残渣）	

○ 直接搬入

事業所が市の許可を受け、自ら常総環境センターへ搬入

⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量

ア）ごみ及び資源物

○ 搬入先

名称	所在地
常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター	守谷市野木崎４６０５

年間運搬量　（単位：ｔ）

区分	年間運搬量
可燃ごみ	13,646
不燃ごみ	2,513
粗大ごみ	662
有害ごみ（乾電池、蛍光管）	16
缶・ビン類（資源物）	708
プラスチック製容器包装（資源物）	501
ペットボトル（資源物）	182
生ごみ堆肥化	639
計	18,867

○ 搬入先

名称	所在地
(株)むかしの堆肥	下妻市大字黒駒 1084 番 1
日立セメント（株）	土浦市東中貫町 6 番 8

年間運搬量　（単位：ｔ）

区分	年間運搬量
生ごみ堆肥化（食品残渣）	160

○ 搬入先

名称	所在地
美濃紙業(株)茨城営業所	守谷市立沢 1856-1

年間運搬量　（単位：ｔ）

区分	年間運搬量
古紙類・古着（資源物）	1,115

⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者

ア）委託業者（３社）

業者名	住所	委託内容	収集運搬する区域
(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域
(有)北守谷商事	守谷市板戸井 1934-2	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域

イ）許可業者（２４社）

業者名	住所	許可内容	収集運搬する区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
(有)北守谷商事	守谷市板戸井 1934-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)梅木商会	常総市大塚戸町 135-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 2-8-503	実験動物死体及び付随汚物	市内全域
(有)ＹＹＣ	千葉県野田市桜台 1587	胎盤及び産褥汚物の収集運搬	市内全域
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)日の丸商事	つくば市田中 2126-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
勝田環境(株)	ひたちなか市大字津田 2554-2	家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
(株)ダイゼン	常総市相野谷町 4-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
北関東通商(株)	水戸市大串町 566-3	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫 3-11-14	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)綜合環境サービス	千葉県我孫子市布佐 3398	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)結南クリーンセンター	結城市大字結城 7188	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)中澤産業	つくばみらい市狸穴 1360-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)三美園小林	守谷市乙子 448	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)日昇つくば	つくば市片田 468	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)髙山商店	稲敷郡阿見町掛馬 326	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)大山清運	柏市松ヶ崎 363-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)光企業	取手市寺田 4888	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
マエヤマ・エコワークス(株)	坂東市神田山 1129	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

(有)クリーン産業	利根町羽中1391	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)久松クリーン産業	つくば市上横場2006	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
未来産業	常総市十花町423-6	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

⑦ その他

○ 資源回収を目的とした小型家電製品の拠点回収

ボックス設置箇所	庁舎・公民館等公共施設８箇所、商業施設２箇所
対象品目	デジタルカメラ、家庭用ゲーム機、ＡＣアダプタ、電子手帳 ビデオカメラ、卓上計算機、携帯音楽プレーヤー カーナビ、ワープロ、携帯電話など
持込先	(株)リーテム

○ 資源回収を目的とした小型家電製品の宅配回収

対象品目	400点以上　（https://www.renet.jp参照）
回収先	リネットジャパン(株)　小型家電リサイクル法認定事業者

○ 常総環境センターへ搬入できない廃棄物の処理

ア） 危険物

品目	問い合わせ先
ガスボンベ	販売店にお問い合わせください
医療廃棄物	市役所生活環境課にお問い合わせください
劇薬類	市役所生活環境課にお問い合わせください
農薬	市役所生活環境課にお問い合わせください
塗料	・(株)日昇つくば　029-838-1070
消火器	・モーリス防災販売(株)　0297-48-0119 ・(株)ジョイフル本田守谷店　0297-48-8020 ・(株)消火器リサイクル推進センター 03-5829-6773
火薬、廃油（食用油を除く）	販売店にお問い合わせください

イ） 農業廃棄物（※産業廃棄物に該当します。）

品目	問い合わせ先
塩化ビニール製プラスチックコンテナ、畦シート	・(社)茨城県産業資源循環協会　029-301-7100
ポリエチレン製シート、育苗箱、肥料の袋等	・市役所経済課 ・(社)園芸いばらき振興協会リサイクルセンター 029-293-6800
大型農機具類 （長さ2m、重さ50kgを超えるもの）	・(社)茨城県産業資源循環協会　029-301-7100

ウ）その他

品目	問い合わせ先
ピアノ	・(株)浜名　0120-123-314
耐火金庫	・(株)日の丸商事　029-867-1106 ・日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会 03-5259-8630
スロット台、パチンコ台	・(株)日昇つくば　029-838-1070 ・(株)日の丸商事　029-867-1106
ボウリングの玉	・フジ取手ボウル　0297-73-2031
切り株	・(株)日昇つくば　029-838-1070 ・(株)日の丸商事　029-867-1106 ・(株)梅木商会　0297-21-6699
土砂類 （石、土、砂等）	・(株)日昇つくば　029-838-1070（※土、砂に限る） ・(株)日の丸商事　029-867-1106 ・(株)梅木商会　0297-21-6699（※土、砂に限る）
建築廃材 （コンクリートガラ、レンガ、タイル、ブロック類、瓦類、保温材、パイプ等（材質が塩化ビニールのもの）、石膏ボード類、廃木材（長さ3m、幅1.5m、厚さ15cmを超えるもの）、浄化槽）	・(株)日昇つくば　029-838-1070 ・(株)日の丸商事　029-867-1106
浴槽 （ＦＲＰ製、人造大理石製）	・(株)日昇つくば　029-838-1070 ・(株)日の丸商事　029-867-1106
自動車用品 （タイヤ（外径76cmより大きいもの）、キャリア（ＦＲＰ製）、バッテリー、マフラー、バンパー等）	・(株)日昇つくば　029-838-1070 ・(株)日の丸商事　029-867-1106
オートバイ （二輪車リサイクルシステムによる処分）	・二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727
パソコン （メーカー及び認定事業者による回収・処分）	・各パソコンメーカー ・パソコン３Ｒ推進協会　03-5282-7685 ・リネットジャパン(株) ※ノートパソコンについては、小型家電製品としても処分できます。
家電リサイクル法対象品 （テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン、冷蔵	・家電リサイクル券センター　0120-319640

庫（冷凍庫含む）、洗濯機、衣類乾燥機）	

※　上記は、自らの責任において処理しなければならない廃棄物であるため、当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、若しくは専門の処理業者に引き取りを依頼し、適正に処理するよう指導する。

（２）中間処理計画

① 処理施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合　常総環境センター
所在地	守谷市野木崎 4605
敷地面積	21,058.57 ㎡
建築面積	10,955.36 ㎡
延床面積	24,666.95 ㎡ ・焼却施設　15,453.53 ㎡ ・資源化施設　8,017.62 ㎡ ・啓発棟（渡り廊下含む）　1,155.52 ㎡ ・計量棟　40.28 ㎡
建物及び煙突	工場棟　地下 1 階　地上 6 階建　高さ約 37m 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 啓発棟　地上 3 階建　高さ約 15m　鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 煙　突　高さ 59m
建設年月日	着工　平成 20 年 3 月　　竣工　平成 24 年 8 月
炉形式	全連続燃焼式
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、減温塔、乾式有害ガス除去装置、 活性炭吹込、触媒反応塔
余熱利用設備	場内外利用発電（常総運動公園・地域交流センター）3,000ｋｗ 場内外給湯（地域交流センター）、蒸気供給（常総運動公園）
トラックスケール	30ｔ×2 基、50ｔ×1 基（IC カード方式）
処理能力	○焼却施設 258ｔ／24ｈ（86ｔ／24ｈ×3 炉） ○資源化施設 ・資源物処理　44ｔ／5ｈ （缶 7ｔ/5ｈ、ビン 13ｔ/5ｈ、ペットボトル 5ｔ/5ｈ、その他プラ 19ｔ/5ｈ） ・粗大ごみ処理　83ｔ／5ｈ （粗大ごみ選別 19ｔ／5ｈ、破砕選別 64ｔ／5ｈ）

設計ごみ質低位 発熱量	高質 2,700kcal／kg　低質 1,400kcal／kg　基準 2,200kcal／kg
ごみピット	ごみピット総合計容量 1,891ｔ＝9,953 ㎥（0.19ｔ／㎥） 258ｔ／日×7 日以上 ①ごみ受入ピット 901ｔ＝4,744 ㎥（0.19ｔ／㎥） ②破砕ごみピット 990ｔ＝5,209 ㎥（0.19ｔ／㎥） 粗大ごみピット　39ｔ＝260 ㎥（0.15ｔ／㎥） 不燃ごみピット　156ｔ＝1,040 ㎥（0.15ｔ／㎥） その他プラごみピット 57.2ｔ＝1,430 ㎥（0.04ｔ／㎥） ペットボトルごみピット 15ｔ＝500 ㎥（0.03ｔ／㎥） 缶類ごみピット 21ｔ＝700 ㎥（0.03ｔ／㎥）
処理物ピット	溶融スラグピット　105ｔ＝75 ㎥（1.4ｔ／㎥） 飛灰処理物ピット　70ｔ＝70 ㎥（1.0ｔ／㎥） 溶融不適物コンテナ 2.4ｔ＝ 8 ㎥（0.3ｔ／㎥）
貯留ヤード	アルミ缶ヤード 29 ㎥、スチール缶類ヤード 29 ㎥、アルミ類ヤード 90 ㎥、鉄類ヤード 90 ㎥、ペットボトルヤード 60 ㎥、 その他プラヤード 130 ㎥
クレーン	○焼却施設　9.6ｔ×2 基 ○資源化施設　3.8ｔ×2 基、4.1ｔ×1 基
補助燃料	灯油（非常用自家発電機のみA重油）

② 生ごみ堆肥化施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合　常総環境センター
所在地	守谷市野木崎 5054
公称能力	3.8ｔ／5ｈ

（３）最終処分計画

① 処分の方法：埋立処分及びリサイクル

② 溶融スラグ・飛灰処理物及び溶融不適物の埋立処分委託先

名称	所在地
(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市福田 165-1
ジークライト(株)処分場	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢 96-29
(株)エコス米沢	山形県米沢市大字簗沢 7030-20
渡辺産業(株)	栃木県日光市町谷 1802

③ 有害ごみ（乾電池・蛍光管等）の処分（リサイクル含む）委託先

名称	所在地
野村興産(株)	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

（４）占有者又は事業者の協力義務（守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例抜粋）

① 計画遵守義務（第２８条）

ア）土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出すなど、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

イ）占有者は、排出される一般廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないように、市の指定する方法で搬出するとともに、所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

※ 所定の場所とは「ごみ集積所」を指す。

※ 占有者とは、市内の土地又は建物の所有者、管理者又は居住者をいう。（第２条）

② 排出禁止物（第２９条）

ア）占有者は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる廃棄物を排出してはならない。

1）有害性のある物

2）危険性のある物

3）引火性のある物

4）著しく悪臭を発する物

5）特別管理一般廃棄物に指定されている物

6）前各号に掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系一般廃棄物の処理機能に支障が生じるもの

イ）占有者は、前項各号に掲げる家庭系一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

③ 市民の責務（第１１条）

ア）市民は、家庭系一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系一般廃棄物をなるべく自ら処分するなどにより、家庭系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

イ）市民は、家庭系一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等に関し、市の施策に協力しなければならない。

④ 事業者の責務（第１０条）

ア）事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

イ）事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

ウ）事業者は、その廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

エ）事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（５）一般廃棄物の処理手数料（第３６条）

ア）市が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬のうち、粗大ごみについては1点につき500円の手数料を徴収する。その他の家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、無料とする。

イ）市民又は事業者が、市の許可を受け自ら一般廃棄物を常総環境センターに搬入するときは、常総地方広域市町村圏事務組合「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和49年常総地方広域市町村圏事務組合条例第９号）に定めるところによる。

第２章　し尿及び浄化槽汚泥

１．計画処理区域及び排出量

（１）計画処理区域

区分	計画収集区域
し尿	市内全域
浄化槽汚泥	市内全域

（２）排出量

（単位：kl）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
し尿	227	188	191	144
浄化槽汚泥	402	282	154	148

２．処理計画

（１）収集運搬計画

① 処理主体

ア）許可業者が収集運搬する一般廃棄物

・し尿及び浄化槽汚泥

② 収集運搬する一般廃棄物の量　（単位：kl）

区分	年間の収集運搬量
し尿	144
浄化槽汚泥	148

③ 収集回数

区分	収集回数
し尿	随時
浄化槽汚泥	随時

④ 廃棄物の搬入先及び収集方法

ア）搬入先

名称	所在地
常総衛生組合 「クリーンセンター　きぬ」	つくばみらい市小絹 1450

イ）収集方法

区分	収集方法
し尿	常総衛生組合許可業者による収集
浄化槽汚泥	常総衛生組合許可業者による収集

⑤ 収集運搬業者

ア）許可業者

業者名	住所	内容	収集運搬する区域
（株）シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	し尿・浄化槽汚泥	守谷市内全域

（２）中間処理計画

① 処理施設

ア）し尿処理施設

施設名	常総衛生組合　「クリーンセンター　きぬ」
所在地	つくばみらい市小絹 1450
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	150 kl／日（100 kl／日+ 50 kl／日）
搬入される廃棄物の内訳量	し尿（守谷市分）　144 kl／年 浄化槽汚泥（守谷市分）　148 kl／年
残渣処分方法	し渣及び 脱水汚泥：　焼却後埋立処分（80ｔ/年）（北茨城市） 沈　　砂：　埋立処分　　（12.5ｔ/年）（北茨城市）

《参考資料》

① １人１日当たりのごみの排出量

（単位：g）

年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
排出量※1	守谷市	764	763	751	775
うちセンター搬入量※2	守谷市	738	719	709	727
	組　合	739	—	—	—
うち家庭ごみ搬入量※3	守谷市	585	564	555	584
	組　合	612	—	—	—

※１　「**排出量**」：家庭・事業所から排出された一般廃棄物を常総環境センターに搬入した量と行政による資源物回収量

※２　「**うちセンター搬入量**」：上記の排出量の内、常総環境センターに搬入された一般廃棄物の量

※３　「**うち家庭ごみ搬入量**」：上記のセンター搬入量の内、家庭から排出された一般廃棄物の量

② 資源物集団回収量

（単位：kg）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込）	令和５年度（計画）
回収量	653,187	583,461	443,050	600,000